

「花の港」観光ブランディング事業 ロゴマーク使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人横浜市観光協会(以下「協会」という。)が保有する「花の港」ロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(ロゴマークの使用目的)

第2条 ロゴマークは、「花の港」のPR および機運の醸成を図るとともに、「花の港」のブランドコンセプトと親和性があり、その魅力発信や横浜の観光・地域活性化に寄与する取組に使用する。

(使用者)

第3条 ロゴマークは前条に掲げる目的において、協会が使用する。

2 ロゴマークは、第4条に定める手続きにより、協会からロゴマークの使用について承認された者が使用することができる。

(使用届の提出)

第4条 ロゴマークの使用を希望する者(以下「使用者」という。)は、原則として使用開始希望日の10日前までに、あらかじめ使用届(様式第1号)を協会理事長(以下「理事長」という。)に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、届出を省略することができるものとする。

- (1) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する時。
- (2) 協会賛助会員が周知及び広報の目的で使用する時。
- (3) 上記のほか、理事長が適当と認めたとき。

(届出の受理)

第5条 理事長及び協会は、前条の規定による届出があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、ロゴマークの使用届を受理するものとする。

- (1) 協会及び「花の港」の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- (2) 第8条に掲げる遵守事項に従って使用しないとき。
- (3) 法令、公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 暴力団による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律 77 号)第2条第2項に規定する暴力団又は暴力団の構成員と認められる者が関係している、又は関係しているおそ

れのあるとき。

- (5) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に定める営業を行う者が使用するとき。
- (7) そのほか、理事長が不相当と認めるとき。

2 理事長及び協会は、届出を受理する場合、メールもしくは口頭でその旨連絡するものとする。

3 理事長及び協会は、届出の内容が第1項各号のいずれかに該当する場合、ロゴマークの使用届に不備があるものとして受理せず、内容の修正等を求めるものとする。

(使用期間)

第6条 ロゴマークの使用期間は、使用届に記載された使用開始日から使用終了日までとする。

(使用料)

第7条 使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第8条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用届に掲げる目的及び用途にのみ使用すること。
- (2) 使用の権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) ガイドラインに従い、デザインの反転、縦横比・形状・表現の変更、文字の書体の変更又は設定カラー以外での使用を行わないこと。
- (4) 届出にかかる物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができる。

(使用状況の報告等)

第9条 理事長及び協会は、使用者に対し、ロゴマークの使用状況について報告を求め、又は実地調査を行うことができる。

(使用の中止)

第10条 理事長及び協会は、前条の報告等によりロゴマークの使用がこの要領に違反してい

ると認められるときは、その使用の中止を命じることができる。

(責任の制限)

第 11 条 前条の規定により、ロゴマークの使用の中止を命じた場合、使用者に損害が生じても、理事長及び協会はその責めを負わない。

2 前項のほか、使用者が、ロゴマークの使用によって、第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、理事長及び協会は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第 12 条 この要領に定めるもののほか、ロゴマークの取扱いについて必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 この要領は、令和8年 8 月 4 日より施行する。